

コロナ危機で明らかになった格差と遅れを打開し、
ジェンダー平等社会の実現めざす実効性ある計画に
「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画の策定」にあたっての提案

2021年6月28日

日本共産党滋賀県委員会 ジェンダー平等推進委員会
日本共産党滋賀県議会議員団

世界経済フォーラムが3月31日に発表した、男女の平等度を示す「ジェンダーギャップ指数2021」で、日本は120位となり、前年の156カ国中121位とほぼ横ばいで世界の水準から大きく遅れています。

国の第5次男女共同基本計画策定については、遅れの原因を深く分析し活かす取り組みが求められています。計画には5600件以上にのぼったパブリックコメントをはじめ女性、国民の世論と運動を反映し、女性に対する暴力の根絶や健康支援などをめぐり大幅に加筆されました。いっぽう、2020年までに指導的な女性の割合を30%にする目標を「20年代の可能な限り早期に」と最長10年ほど先送りし、選択的夫婦別姓制度の導入を求める、若い世代をはじめとする圧倒的多数の声に背を向け、同姓を強制する現行制度に固執し、基本計画から「選択的夫婦別氏制度」の文言まで消し、後退する内容になっています。

滋賀県では、次期「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画」策定に向けて、6月8日に男女共同参画審議会から、同計画について答申されました。

答申では、「新型コロナウイルス感染症の影響は、就労の場では、非正規雇用労働者の割合が過半数を占める女性の雇用を直撃し、雇止めやシフトの減少など『女性不況』とも言われる厳しい状況」となっているとしています。新型コロナウイルスの感染拡大は、日本社会の深刻なジェンダー格差を改めて浮きぼりにしました。「多様で柔軟な働き方」の名の下に、非正規や雇用によらない働き方を際限なく拡大することは問題であり、その結果コロナ禍で多くの女性労働者が、生活困窮に追い込まれています。

次期計画にはコロナ危機で明らかになった格差と遅れを打開し、ジェンダー平等社会の実現めざす実効性ある計画になることが求められています。

今後の計画策定に当たって、さらなる充実を求め、以下の点を提案します。

1 男女ともに人間らしく働き続けられる労働ルール確立を

- ① 基本的に非正規は一時的・臨時的な仕事に限定し、雇用は正規を原則とすることを目指すこと。
答申で掲げる目標とする就業率は、正規を基本に検討すること。
- ② 男女間の賃金格差の解消に向け、目標・期限を明確にして取り組むとともに、女性活躍進法に基づく企業の情報公表義務の対象に「男女別の賃金」を入れるなど実効ある計画にすること。

2 政策・意思決定の場に「男女半々」の目標を掲げ、本気の取り組みを

- ① 女性が「管理職に占める割合」について、答申で掲げている管理職的職業従事者に占める女性の割合20%の目標を引き上げること。
- ② そのための具体的な対策を講じること。家庭的責任をもつ労働者の時間外労働や深夜労働、転勤などを制限し、男女ともに生活時間が保障される労働のルールを確立すること。

3 医療、介護、保育などケア労働者の待遇改善を図り、ケアを大切にする社会をつくることを計画の柱に

- ① 医療、介護、障害福祉の分野では、抜本的な増員と賃上げを公的責任で行うこと。
- ② 保育・学童保育の分野では、職員の抜本的な処遇改善を進めること。感染症対策の観点からも、低すぎる職員配置基準・面積基準を抜本的に引き上げること。

4 女性に対するあらゆる暴力の根絶を

- ① ワンストップ支援センターに対する予算の抜本的な拡充など、性暴力、DV・虐待被害者支援を緊急に強めること。
- ② 婦人保護施設、児童相談所や一時保護施設などの公的支援サービス、民間の被害者支援団体への予算を拡充し、安定した継続的支援を可能にするための条件整備を強力にすすめる。
- ③ 県立男女共同参画センターにおけるDVの相談件数は増加している。相談員の数を増やし体制強化をはかること。

5 生涯を通じた健康への支援を

- ① 科学的な根拠にもとづき、小・中・高校及び特別支援学校における児童・生徒の年齢・発達に即した包括的性教育を公教育に導入すること。
- ② リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康・権利）を保障するため、安全な妊娠・出産のための周産期医療体制の充実とともに、生涯を通じた健康への支援に生理を位置づけ、経済的理由によって健康な生活がおびやかされる状態を直ちに改善すること。避妊薬と緊急避妊薬を安価で入手しやすくすること。

6 女性の貧困や困難の解決へ、社会保障の充実を

- ① ひとり親など経済的困難を抱える家庭に対し、総合的な支援を強化すること。
- ② 教育費の負担軽減や子ども医療費助成の拡充など子育て世帯への支援を強めること。
- ③ 子どもの居場所の取り組みや子ども食堂などへの支援を強めること。
- ④ 婦人相談員を増やし、支援にたどり着けない女性に寄り添う活動の強化を市町と協力してすすめること。

7 ジェンダーの視点であらゆる部面においてジェンダー平等を推進するための体制の強化を

- ① 総合的に推進するため「滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部」が設置されているが、定期的に会議をおこない、各部面と連携を図る。特に福祉・教育委員会にかかわる部面の取り組みは重要であり、課題を明らかにして推進すること。

以上